

岩手県障がい者プランの概要

策定の方向性

【障がい（児）者をめぐる主な現状と課題】

- 本県における相談支援事業所数は全国平均を上回っているものの、障がい者の多様なニーズに対応するため、相談支援に携わる人材の育成や、様々な分野・職種の関係者が連携して支援できるよう地域自立支援協議会の充実が必要です。
- 早期療育等の場は少しずつ増えているものの、県内どの地域でも質の高い療育を受けられる体制の充実が必要です。
- 就労する障がい者の数が増えており、自立に向けた一層の就労の場の拡充や障がい者就労支援事業所の工賃水準の向上が必要です。
- 支援を必要とする障がい者及び高齢障がい者が増えており、必要な支援を提供するための各種障がい福祉サービスの拡充が必要です。

【障がい者福祉をめぐる最近の主な動向】

- 最近の障がい者福祉をめぐる様々な動きの中で重視されている視点を取り入れました。
 - ・ 障害者権利条約の採択
障がい者を権利の主体として人権や基本的自由を守ること
 - ・ 障がい者制度改革推進本部による検討
制度の谷間がなく、ニーズに応じた支援を受けられること
 - ・ 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定
障がい者に対する県民理解を促進し、障がい者の不利益な取扱いを解消すること
 - ・ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定（障害者自立支援法、児童福祉法等の一部改正）
基幹相談支援センターの設置、重度視覚障がい者の移動支援の個別給付化、障がい児施設の一元化 等

【策定にあたっての4つの方向性】

障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けることなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供することが必要です。

医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、障がい者のライフステージのあらゆる場面に応じ、一貫性・継続性のある適切な支援を提供することが必要です。

障がい者に対する県民理解を促進し、障がい者の多様な就労や社会参加の機会を確保することが必要です。

障がい者の地域移行を推進するとともに、公的な障がい福祉サービスはもとよりインフォーマルサービスも含めた社会資源を整備することが必要です。

障がい者プランの位置づけ

- 岩手県障がい者プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」からなり、「障害者計画」の部分について今回新たに策定するものです。

岩手県障がい者計画（平成23～29年度）
障害者基本法第9条第2項の規定に基づく都道府県障害者計画

岩手県障がい福祉計画（平成18～23年度）
障害者自立支援法第89条の規定による都道府県障害福祉計画

岩手県障がい者プラン

計画期間

- 計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成29年度までの7ヵ年とします。
- 国において検討が進められている障がい者制度改革の動向を踏まえ、障がい者総合福祉法（仮称）の施行が予定されている平成25年度に中間見直しを行います。

策定までの主な経過

平成 22 年	7 月	学識経験者との意見交換 障害者施策推進会議（庁内会議）の開催
	9 月	第1回岩手県障害者施策推進協議会（骨子案の協議）
	11 月	第2回岩手県障害者施策推進協議会（素案の協議） 障がい者団体との意見交換会
	12 月	県議会常任委員会（環境福祉委員会）へ報告 パブリックコメントの実施（12/11～1/14） 意見交換会の開催（9 圏域）
平成 23 年	2 月	第3回岩手県障害者施策推進協議会（最終案の協議） 2月定例県議会へ報告

基本目標

- この計画は、障がいの有無に関わらず、それぞれの力を生かし、ともに助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指すものです。

計画の対象となる障がい者

- 障害者自立支援法上の障害（児）者（発達障害者支援法上の発達障害（児）者を含む）に加え、高次脳機能障がい、難病、ひきこもり等のために生活上の制限があり、支援が必要な方について幅広く対象とします。

施策推進の体系と主な取組み

見直しの方向性を踏まえて、施策の基本的方向を4つの柱に再編

I 障がい者の権利を守り、谷間のない適切な支援を提供します。

具体的推進方向

- 1 障がい者の権利擁護
- 2 相談支援体制の充実・強化
- 3 多様な障がいへの対応
- 4 障がい者を支える人材の育成

主な取組み

- 障がい者に対する不利益な取扱いの解消と虐待防止
 - ・ 障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口の設置と虐待防止事業の推進（新規）【50 ページ】
- 市町村における相談支援体制の充実と多様なニーズに対応できる専門的な相談窓口の充実
 - ・ 基幹相談支援センターの設置促進と県立療育センターのサブセンターの設置検討（新規）【53、54 ページ】
- 発達障がい、高次脳機能障がい及びひきこもり等への支援の充実
 - ・ 発達障がい者支援センター、いわてリハビリテーションセンター及びひきこもり支援センター等の相談拠点の充実（拡充）【56～61 ページ】
- 質の高いサービスを提供する人材の育成・確保
 - ・ 質の高い人材育成に向けた県立大学等との連携や障がい福祉サービス従事者研修の実施（拡充）【61 ページ】

II 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

具体的推進方向

- 1 障がいの早期発見
- 2 療育支援体制の充実
- 3 教育の充実
- 4 医療体制の充実
- 5 地域リハビリテーション体制の充実
- 6 障がい者の高齢化への対応

主な取組み

- 母子保健の充実やこころと体の健康づくりの推進
 - ・ 各種健康診査の実施や適切な保健サービスの提供（拡充）【65 ページ】
- 療育支援ネットワークの構築と療育の場の拡充
 - ・ 療育支援ネットワークの中核となる岩手県立療育センターの整備の検討と、新たに制度化された「放課後デイサービス」や「保育所等訪問支援」の実施（新規）【66～68 ページ】
- 早期からの継続的な特別支援教育の実施
 - ・ 個別の支援計画による一貫した教育的支援（新規）【68 ページ】
- 障がい者に対する適切な医療の提供
 - ・ 精神科救急情報センターの24時間化による精神科救急医療体制の充実（拡充）【71 ページ】
- リハビリテーション関係機関の連携による地域リハビリテーションの体制整備
 - ・ 総合的なリハビリテーション提供体制の具体的検討（拡充）【74 ページ】
- 施設や地域における高齢障がい者への支援の充実
 - ・ 支援マニュアルの作成による障がい者施設の援助技術の向上支援（新規）【75 ページ】

見直しの方向性を踏まえて、施策の基本的方向を4つの柱に再編

Ⅲ 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進します。

具体的推進方向

- 1 多様な就労の場の確保
- 2 社会参加活動の推進
- 3 障がい者に対する県民理解の促進
- 4 情報提供の充実

主な取組み

- 一般企業への就労の促進と福祉的就労の場の充実
 - ・ 障害者就業・生活支援センターの機能強化や障がい者就労支援振興センターの充実による工賃水準の向上（拡充）【78、82 ページ】
- 障がい者スポーツ・文化芸術活動の推進
 - ・ 全国障害者スポーツ大会の開催に向けた選手の育成と障がい者スポーツ団体への支援（拡充）【84 ページ】
- 啓発と交流による心のバリアフリーの推進
 - ・ 「障がいある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の普及啓発（新規）【85 ページ】
- 障がい特性に配慮した情報提供の充実
 - ・ 手話通訳者や要約筆記者の養成等によるコミュニケーション支援（拡充）【86 ページ】

Ⅳ 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくります。

具体的推進方向

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 地域移行の推進
- 3 多様な主体による生活支援の促進
- 4 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進
- 5 防災・防犯対策の充実

主な取組み

- 在宅保健福祉サービスと施設入所サービスの充実
 - ・ 日中活動や住まいの場の拡充とグループホーム等の家賃補助の実施、超重症児に対応する施設整備の検討（一部新規）【90、93 ページ】
- 入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進
 - ・ 未治療または治療を中断している精神障がい者に対する、アウトリーチによる地域生活支援（新規）【93 ページ】
- ボランティア・NPO等、住民参加による生活支援
 - ・ 全国障害者スポーツ大会の開催に向けたボランティア養成の計画的推進（拡充）【94 ページ】
- 移動の支援と旅行しやすい環境の整備
 - ・ 重度視覚障がい者に対する移動支援事業の充実や「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の普及（一部新規）【97、98 ページ】
- 災害時の支援体制の充実
 - ・ 「障がいを持つ人たちの災害対応マニュアル」の市町村、住民防災組織及び障がい当事者団体等への周知と当事者・家族への普及（拡充）【100 ページ】